

総務部財政課オフィス什器等整備委託業務の一般競争入札に係る質疑回答

令和8年5月20日（水）

番号	質疑	回答
1	<p>■基準品リスト</p> <p>県産材製品（No. A、C、C2）について、特にメーカー名の指定はないが、入札公告に添付されている別添図面資料のとおり制作する場合、そのことを確認するための「同等品届」及び「図面資料」を提出する必要があるか。</p>	<p>入札公告に添付している別添図面資料のとおり制作する場合は、「同等品届」及び「図面資料」の提出は不要です。</p> <p>※県産材製品（No. A、C、C2）に関する「同等品届」の提出がないことをもって、入札公告に添付している別添図面資料のとおり制作するとみなします。</p>